

〈政策研究交流集会へむけて〉 協同で地域をつくり仕事をおこす

《第2分科会》高齢者協同組合をどう創りだすか

森山 千賀子 (センター事業団埼玉西部事業所)

福祉に広がる協同の動き

協同総合研究所が設立して以来、「福祉・医療と協同」の研究部会では、研究例会を積み重ねながら、福祉・医療分野の協同的な実践のあり方を追求・整理をしてまいりました。そして、昨年6月に開催された「いま『協同』を問う'92全国集会」では、地域医療・福祉の分科会で、全国の貴重な実践が報告され、協同の取り組みの広がりを実践的なヒントが、参加者間で共有され、さらに個別の理論や政策を本格的に追求することが、提起されたと考えております。

福祉の協同と事業化が、決して行革路線の結果としてつくりだされた「公的責任の後退」を進めるものとか、「福祉の谷間」を埋めるやむをえない運動ではありません。すなわち、社会の連帯と共同を基礎にすえた福祉や医療、そして生活全般にわたる協同化の営みであることを確認してきました。

そこで同研究会は、名称を「高齢者福祉研究プロジェクト会議」として発展改組し、①福祉の協同とその事業化、②この課題を高齢者福祉の分野で具体化する、という当面の二つの課題を設定して、6月27日に開催される「政策研究交流集会」への報告をつくり上げることを目標に進めてまいりました。

今回の「政策研究交流集会」では、これまでの積み重ねをふまえて、昨今の福祉政策の課題でもある高齢者政策に対し、実践的な政策提起をすすめている「高齢者協同組合づくり」に焦点をあて、「高齢者協同組合をどう創りだすか」をテーマとして、分科会を設置いたしました。

したがって今回の分科会では、以下の点の報告を受け、国の政策矛盾を発展的に解決する方策を、共に導き出して行こうと考えます。

高齢者協同組合の構想全般について

高齢者協同組合づくりの動機

中高年雇用・福祉事業団が推進している「高齢者協同組合づくり」は、高齢者の就労を目的とした高齢者事業団の経験を、20年以上持ってきたという立場から、「働けなくなったら、さよならか」という非常に大きな問題をかかえ、労働の最期の時期を「協同」ということをテーマにすえ、生きているということの最期の生活の重要な部分を、協同組合のいろいろなつながりの中で、保証できる状態が必要ではないかということが、一つの動機でした。

高齢者協同組合の特徴

①サービスの受け手と送り手が一体となり、互いに最期まで人間らしく尊厳ある生き方ができるように助けあう組織をめざす。

②高齢者をその家族が出資金を出して組合員となり、高齢者協同組合という名称の組織を作る。

③就労部分を含み、市町村等から仕事を受託し、収入の一部を積みたてて老後に備え、生活介護や給食サービスなどの福祉的な事業を加え、高齢者とその家族が協同・連帯して、地域での自立を計れる組織をめざす。

当面の具体的とりくみ

①映画「病院で死ぬということ」の上映会と、高齢者協同組合についての懇談会を、地域で持つて行く。

②高齢者生活実態調査を高齡団員から始め、一定の類型化をする。

③後方サポートシステムの準備を進める。

具体的には、

- ア. 情報の提供
- イ. 就労機会の創出
- ウ. 医・薬・福祉サービス

- エ. 生活必需品の共同購入—食材加工を含む
- オ. 輸配送システム
- カ. 住宅関連サービス
- キ. レクリエーション・文化・学習サポート
- ク. その他

センター事業団では、全国共通の中心的運動として、高齢予備軍も含めて、高齢期を健康で生き生きと生活するための「生活学校運動」と、そのための「たまり場づくり」を、進めて行こうとしています。

高齢者介護のための

ヘルパー養成講座の提案

90年代の在宅ケアとヘルパー問題

厚生省は1990年、高齢者保健福祉10カ年戦略を打ち出し、その計画の大きな目玉として、ホームヘルパー数を10万人に引きあげるとしました。

ホームヘルパー増員計画が出された背景には、

- ①家族介護から社会的介護に移行し、近隣やボランティアの協力でも解決しえない状況にある。
- ②介護が病院で行なわれ、いわゆる「社会的入院」という問題が起り、在宅ケアが医療費抑制につながるという考え等からだとされます。

高齢者が地域で暮らすためには、社会生活ができる条件を保障しなければなりません。

ここでは、ヘルパー10万人の中身、24時間体制等を含め、在宅生活の条件を考えて行きます。

今何故、ヘルパー（集団）養成講座なのか

人間を対象とする福祉労働は、「担い手」の役割を抜いては、福祉の質を向上させることはできません。そのため各自治体では、在宅福祉の担い手であるホームヘルパーの養成と確保は、緊急の課題となっています。

しかしながらゴールドプランでは、いまだにボランティアのヘルパーを地域の住民参加という形で、組織することが目標とされ、高齢者の自立を支える専門家としてのヘルパーを、本格的に養成する方向になっていないのが現実です。

ヘルパー労働は、対象者の自立支援労働の担い手として、ヘルパーさん自身の発達という課題を

提起しなければなりません。すなわちそれは、自分に与えられた仕事をただこなすのではなく、自分で納得のいく良い仕事をするために、時には与えられた条件の枠を越え、人間を変え、地域を変えて行く組織者でもあります。

対象者である高齢者の発達とヘルパーさんの発達は、相互にかかわりあい、高齢者が主体となる考え方をもったヘルパー集団づくりは、時代の要請です。

ヘルパー業務の専門性を高めた労働者協同組合は、高齢者協同組合の良き理解者であり、重要な柱になると考えます。

講座づくりの具体的内容

厚生省の2級課程（90時間）—に寝たきり老人等の身体介護業務に従事する—を基本として、カリキュラムを作成し、来年度の高齢者協同組合の設立にむけて、モデルケースとしての講座を実施します。

- ・対象—当面は事業団員に焦点をあてることを基本とします。
- ・養成研修事業者としての指定要請をします。
- ・講座終了者の受け皿作りを並行して進めます。

高齢者協同組合を展開する

具体的な事業とその可能性

地域レベルでの事業事例と今後の可能性事例の報告を受け、討議をすすめます。

- ・中高年事業団の兵庫県におけるヘルパー事業
- ・在宅介護支援システムをどう創るか（東京・武蔵野の事例）
- ・福祉介護施設の建設と運営（医療生協と事業団の提携、東京・保谷市での可能性、地域での訪問看護システム、等）
- ・福祉機器の開発と普及を労働者協同組合グループで展開する（音声体温計の開発）

高齢者協同組合づくりは、協同組合が果たすべき重要な課題です。「老いても若きも手とりて」「実践家も研究者も手とりて」、地域を創りかえて行くための「研究交流集会」にして行きたいと思っています。